

街の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものは「／＼一部ではありますか、ADR制度を背景にお客様の相談に向かう調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶ」とがでるのでしよう。ここでは、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声をご紹介します。



坂井章典代表

がら、不動産業の常識が一般的な常識と乖離があるように感じるため、実はこの業が好きではあ

【調停人候補者】

坂井章典氏

住宅建築コーディネーター事務所 住デザイン代表(兵庫県明石市)

い」と最初に発想する方が主流です。例えば、国土交通省の賃貸借契約の標準契約などに「紛争」の条項はあります
が、これに加えて「ADR」の記載があれば、紛争になってしまったときにADRを利用

い方が多くいることを痛感しています。だからこそ、不動産事業者はトラブルを抱えている方々に対してADRを積極的に紹介していくべきだと考えています。

私（坂井）は過去、建築資材高騰による施工中の見積り見直しに因る施主と建築会社のトラブル対応などを実施しました。また、賃貸関連でいえば、賃貸物件の退去に伴う原状回復トラブルや、立死や自殺による遺族対応や事故物件としての募集業務、賃料等の滞納の督促時のトラブル、入居者の死亡後の同居人等のトラブルを経験しました。私が調停人候補者にならうと思った理由をお話しします。私は、不動産が相続放棄したケースの対応などを経験しました。

店舗外觀